

# 仕 様 書

## 1 業務内容

本業務は、車両により広島市内をパトロールし、本市の定める資源ごみの収集日に、広島市及び市の委託を受けた者以外の者が資源ごみの収集・運搬をする行為（以下、「資源ごみ持ち去り行為」という。）の監視及び啓発チラシの配付を行うとともに、行為者に係る記録を行うものである。

## 2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 3 実施日時

月曜日から金曜日の間で発注者が指定する日（年間概ね240日）  
収集日に当たる地区において、午前6時から午前9時まで（3時間）

## 4 実施場所

市内全域

## 5 実施体制

2名乗車のパトロール車1台により実施する。

## 6 実施計画

発注者の提供する資源ごみの収集日程表を基に、パトロールの実施計画を作成すること。

実施計画は、発注者と協議のうえ作成するものとし、市内に点在するごみ置き場を満遍なくパトロールできるよう計画すること。

実施に当たり、発注者から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

## 7 実施方法

### (1) 巡回監視

実施計画に基づき巡回監視すること。

### (2) 持ち去り行為者の判定

資源ごみ持ち去り行為者か否かの判定は、

- ①市が委託している資源ごみの収集運搬業者でないこと。
- ②市が許可している収集運搬許可業者による事業系資源ごみの収集でないこと。
- ③町内会等から委託を受けた集団回収業者ではないこと（ただし、市の収集日と同一日に同一場所で行われる集団回収は持ち去り行為となる。）。

により判断すること。

### (3) 記録及び啓発チラシの配付

資源ごみ持ち去り行為者を発見した場合は、行為者情報（日時、場所、行為者、行為車両、資源ごみを持ち去る行為）をデジタルカメラ等を用いて記録すること。

また、パトロール車の停車が可能な場合は、行為者に啓発チラシの配付を行うこと。

### (4) 行為者情報等の報告

受注者は、業務において記録した行為者情報等について、速やかに報告書を作成し、発注者に報告すること。

(5) 緊急時の警察への通報等

業務実施中、警察への通報が必要な事態が生じた場合、または生ずるおそれがある場合は、直ちに110番通報を行うとともに、できる限りの措置を講ずることとし、併せて、発注者が指定した者へ連絡すること。

(6) その他の留意事項

ア 業務に従事する者は、常に受注者の制服を着用すること。また、服装及び立ち居振る舞いを正しくし、市民対応が生じた場合には礼儀正しく対応するものとし、トラブルが生じることのないよう、細心の注意を払うこと。

イ 業務の実施にあたっては、業務実施手順書及びタコグラフ・ドライブレコーダーの作業手順書を、あらかじめ発注者に提出すること。

ウ 業務に使用する車両は、運行記録用計器（タコグラフ）を装備した車両とし、業務従事中は常に記録すること。また、日々の運行記録を後述8(3)の業務日報に添付し報告すること。なお、車両には発注者が貸与するドライブレコーダーを装備し、業務従事中は常に記録するとともに、発注者の指示があった場合は速やかに記録媒体を提出すること。

エ 使用する車両は、対人賠償金額無制限の自動車保険（任意）に加入していること。

オ 上記車両が、故障等により使用不可となった場合の取扱いは、発注者と別途協議して定めるものとする。

8 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対して、従事者の氏名等を報告しなければならない。なお、従事者に変更があった場合も同様とする。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

また、月間パトロール予定表を作成し、前月末までに発注者に提出すること。

(3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書については、業務日報及び月間報告書とする。

業務日報については、業務履行状況の確認ができる書類（7(6)ウのタコグラフ等）を添付のうえ、実施後、速やかに提出すること。

また、タコグラフ及びドライブレコーダーの機器の不良等により記録されていない場合は、すみやかに顛末及び改善案を記した書面を発注者に提出すること。

月間報告書については、翌月10日（3月分は3月31日）までに提出し、発注者の確認を受けること。

(4) 業務の実施に際して、事件・事故が発生した場合は、事件・事故の内容等必要事項を直ちに文書により報告すること。

9 その他

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。